

平成26年9月24日

(一社) 長崎県建設業協会
会長 谷村隆三様

(一社) 長崎県林業協会
(長崎県林業労働力確保支援
会長 八江利春



平成26年度 林業就業参入研修会の開催について (ご案内)

秋涼の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃から当協会の事業運営あたり、ご支援ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
ながさき森林づくり担い手対策事業の一環として林業就業参入研修会を別紙実施要領のとおり開催することになりました。
この研修会は、林業未経験者、建設・造園業等従事者に対し、技能研修や就業体験を行い、森林整備への本格的就業につなげることを目的として開催するもので、研修を修了されますと長崎県森林整備工事入札参加資格審査要領の一定要件を満たすことになります。
つきましては、公務ご多忙中恐縮に存じますが、貴協会の会員の皆様に周知いただきますようお願い申し上げます。
なお、受講料及び教材代については全て無料となります。

申込先 (一社) 長崎県林業協会
諫早市貝津町1122-6
TEL 0957-25-0184
FAX 0957-25-0193
担当 吉田

平成26年度「林業就業参入研修会」実施要領

1 目的

林業未経験者、建設・造園業等従事者に対して、林業技能講習や就業体験を行い、森林整備への本格就業につなげることを目的として開催するものである。

2 主催

(一社)長崎県林業協会

3 期 日

平成26年11月6日(木)～平成26年11月15日(土)

研修日 (11月6・7・13・14・15日)5日間

4 場 所

大村市幸町 大村市中央公民館(シーハット大村) (座学)
大村市中岳 長崎県営林(実習)

5 対象者

林業事業体、建設業、造園業等の従事者 15名程度

6 研修内容

別紙研修日程表(カリキュラム)のとおり。

なお、刈払機・チェーンソー取扱資格を取得されていない方については、11月10日(月)の刈払機講習、11月11・12日(火・水)のチェーンソー取扱講習を受講していただきます。(刈払機・チェーンソー受講料は長崎県林業協会が負担します)

7 受講料

受講料、教材代とも無料

8 研修申込み

(1) 申込先 (一社)長崎県林業協会 諫早市貝津町1122-6

TEL0957-25-0184 FAX0957-25-0193

(2) 締切日 平成26年10月24日(金)必着。なお、先着15名を持って締め切る。

(3) 申込方法 別紙受講申込書により、郵送又はFAXにて申し込むこと。

9 その他

(1) この研修を修了されますと、別添要領に基づき長崎県森林整備工事入札参加資格審査申請の一部要件が取得できます。

(2) 刈払機免許・チェーンソー免許の取得講習を受けられる方は、3ヶ月以内に撮影された写真(上三分身、正面脱帽、背景無地、サイズ縦3.1cm×横2.5cm、裏面に氏名を記入のこと)を受講申込み時に提出のこと。

なお、刈払機・チェーンソー免許をお持ちの方は修了証の写しを申込書に添付すること。

※ 研修時のケガ等については応急的な処置はするが、その後の責任は負わない。

平成26年度林業就業参入研修事業日程表(カリキュラム)

場所 シーハット大村(大村市中央公民館)

番号	必須 選択	日程	時間割	教科	内容	研修手法	講師		場所
							所属	氏名	
1	必須	11月 6日 (木)	9:30～10:00	オリエンテーション	研修日程の説明等	座学	協会		シーハット大村
			10:00～12:00	森林・林業行政	林業再生プラン等今後の林業行政について		林政課		
			13:00～14:00	林業の基礎知識	森林の公益的機能について		長崎県林業	春海	
			14:00～15:30		現場で使われる用語、単位とその解説		普及協会		
			15:30～17:00		森林の施業体系について(造林～間伐～収穫)				
2	必須	11月 7日 (金)	9:00～11:00	森林管理システム	立木材積・素材材積算出方法と演習	座学	長崎県林業	春海	シーハット大村
			11:00～12:00	森林管理(間伐)	間伐の意義、及び考え方		普及協会		
			13:00～15:00		間伐の種類、方法 間伐における選木の仕方と方法				
			15:00～17:00		高性能林業機械の種類及び役割について				
3	必須	11月13日 (木)	9:00～12:00	林業の安全作業	林業の安全作業の基本 林業労働災害から学ぶ林業の安全作業 危険予知訓練(KYT)について リスクアセスメントについて	座学	林災防	大宅	シーハット大村
			13:00～17:00	チェーンソー、刈払機 フォローアップ	チェーンソー、刈払機の構造及びメンテナンスについて ソーチェーン、丸鋸刃の目立実習	座学・実習	長崎ノーリツ	梶原	
4	必須	11月14日 (金)	9:00～17:00	選木実習(間伐) 伐倒、枝払、造材	定性間伐、列状間伐等 指差呼称、受口、追口、伐倒方向、 かかり木処理、造材	実習	森瀬林業		県営林
5	必須	11月15日 (土)	9:00～16:30	安全作業 選木、伐倒、造材 フォローアップ	選木、伐倒、枝払、造材、かかり木処理 班別作業の実施	実習	森瀬林業		県営林
			16:30～17:00	閉講式			協会		

平成26年度 林業就業参入研修会

受講申込書

事業体住所

事業体名

代表者名

電話番号

FAX番号

Eメール

氏名	生年月日	住所	本籍	刈払機 修了証 有 無	チェーンソー 修了証 有 無

※ ご記入いただきました個人情報については、当協会が責任を持って管理し、林業就業参入研修会の実施目的以外には使用しません。

森林整備工事入札参加資格審査申請要領

19林第247号 平成19年 6月 8日
改正 20林第782号 平成20年11月28日
改正 22森整第236号 平成22年12月 1日
改正 24森整第200号 平成24年12月 6日

長崎県が発注する森林整備工事の競争入札の参加資格審査申請要領を次のとおり定める。

なお、申請にあたっては、この要領に示す内容を十分に熟読し、間違いのないように留意すること。

1 定義

この要領において、「森林整備工事」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業のうち、地拵え、植栽、除伐、本数調整伐（間伐）及び保育に関する工事（下刈、つる切り等）並びにこれらに類する工事（作業歩道、木柵工等）をいう。

2 申請者の競争入札参加資格

競争入札に参加することのできる者は、次の（1）から（3）に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

（1）次のいずれかに該当する者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づき競争入札に参加することのできない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）以外の者で、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による長崎県知事の認定を受けた者

イ 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（昭和53年12月8日告示第975号）第1の2の規定により格付けされた一般競争入札及び指名競争入札の参加資格（土木工事一式又は造園工事に係るものに限る。以下「建設工事等競争入札参加資格」という。）を有し長崎県内に本社又は本店を有する者

（2）次のいずれかに該当する者（以下「技術職員」という。）を常時雇用している者であること。

ア 森林法第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者（森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）による改正前の森林法第187条第5項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。）

イ 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（森林部門）の2次試験に合格した者

ウ 都道府県知事又は法第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センターから林業作業士の認定を受けた者

エ 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者

オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校において林業に関する学科を修めて卒業した後、森林整備の施工（間伐、除伐、植栽、地拵え、保育及びこれらに類するもの）に係る指導監督及び施工管理に関する業務について1年に60日以上かつ5年以上

(同法による高等専門学校又は大学を卒業した者にあつては、1年に60日以上かつ3年以上)の実務経験を有する者

カ 森林整備の施工(間伐、除伐、植栽、地拵え、保育及びこれらに類するもの)に係る指導監督及び施工管理に関する業務について1年に60日以上かつ10年以上の実務経験を有する者

キ 建設業の土木工事一式又は造園工事に関する監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等を有し、長崎県林業労働力確保支援センターが開催する林業就業参入研修を修了した者

(3) 常時5人以上の森林整備の施工(間伐、除伐、植栽、地拵え、保育及びこれらに類するもの)に係る作業の経験を有する職員(技術職員を含む。以下「作業職員」という。)を雇用しており、かつ当該職員のうち3人以上の作業職員が労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第36条第8号及び第8号の2に掲げる業務に係るものに限る。以下「伐木等の業務特別教育」という。)を受けた者であること。

3 申請書の提出方法等

(1) 郵送とする。

(2) 申請書の記入及び添付書類に不備があるものは受付できない。

不備なものは返却するので、提出前によく確認のうえ提出すること。

4 申請書の受付等

(1) 受付期間 平成25年1月4日から平成25年2月28日までに必着とする。

ただし、平成25年度以降に新規申請する者については、平成26年12月22日までに必着とする。

(2) 郵送先 〒850-8570 長崎市江戸町2番13号 長崎県農林部森林整備室

(3) 有効期間 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間とする。

ただし、平成25年度以降に新規申請した者については、資格認定の日から平成27年3月31日までとする。

(4) 問い合わせ先

長崎県 農林部 森林整備室 治山班

電話 095-895-2992

5 申請書及び添付書類

(1) 申請者は、次の(2)から(12)までの申請書及び添付書類のうち、申請に必要な書類を提出しなければならない。(別表の提出書類一覧表を参考にすること。)なお、申請書及び添付書類の記入にあたっては、この要領及び添付書類の各様式の記入方法、欄外の注意事項を参照し、誤りや記入漏れがないように明確に記入すること。

もし、提出書類に虚偽の事項を故意に記載した場合は、競争入札参加資格の認定を取り消すことがあるので、十分に注意すること。

ア 登記事項証明書等の各証明書は、いずれも申請日直前3ヶ月以内に証明されたものに限る。

イ 営業所等の取り扱いについては、次のとおりとするので申請にあたっては留意すること。